四　船員保険法施行規則第四十一条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
五　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
六　出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
七　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第一条の七の加入者証の加入者番号
八　私立学校教職員共済法施行規則第三条第一項の加入者被扶養者証の加入者番号
九　私立学校教職員共済法施行規則第三条の二第一項の高齢受給者証の加入者番号
十　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第七条の四第一項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
十一　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十九条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
十二　国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
十三　国家公務員共済組合法施行規則第九十五条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
十四　国家公務員共済組合法施行規則第百二十七条の二第一項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
十五　地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
十六　地方公務員等共済組合法施行規程第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
十七　地方公務員等共済組合法施行規程第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
十八　地方公務員等共済組合法施行規程第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
十九　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
二十　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号（要配慮個人情報）

第五条　令第二条第一号の総務省令で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。
一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害
二　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害
三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
四　治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

附　則

この規則は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

○総務省令第二十一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十一条第三項第三号及び第二十二条の規定に基づき、並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）を実施するため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　総務大臣　山本　早苗

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年総務省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規定する手続等」の下に「（ただし、行政機関個人情報保護法第四章の二及び行政機関個人情報保護法施行令第二十五条に規定する手続等を除く。以下同じ。）」を加える。

第八条第一項中「第十八条第三項第三号」を「第二十一条第三項第三号」に改め、同項第二号中「第十八条第三項第一号イ及びロ」を「第二十一条第三項第一号イ及びロ」に改め、同項第三号中「第十八条第三項第二号」を「第二十一条第三項第二号」に改め、同条第二項中「第十八条第三項第三号」を「第二十一条第三項第三号」に改める。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年総務省令第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規定する手続等」の下に「（ただし、独立行政法人等個人情報保護法第四章の二に規定する手続等を除く。以下同じ。）」を加える。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十九条の送付に要する費用の納付方法を定める省令の一部改正）

第三条　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十九条の送付に要する費用の納付方法を定める省令（平成十八年総務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二条の送付に要する費用の納付方法を定める省令

「第十九条」を「第二十二条」に改める。

附　則

この省令は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

○総務省令第二十二号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第五項及び第七項、第六十八条第一項並びに第七十条第三項第六号の規定に基づき、並びに同法第六十三条第二項の規定を実施するため、郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　総務大臣　山本　早苗